

管工事(給水)無償譲渡の審査基準

[目的]

「上・下水道施設等の無償譲受事務取扱要綱」に基づき道路又は私有地内に設けられている私有の上水道施設を、当該所有者から無償で譲り受ける場合の審査基準について、必要な事項を定めるものとする。

※ 「管工事」とは、給水装置番号の付与(メーター設置)を伴わずに専用及び共用幹線の給水管を設置するものである。

1. 埋設深さについて

- (1) 公道に給水管を布設する場合は、道路法並びに関係法令によるとともに、道路管理者との協議によること。また、公道以外に給水管を布設する場合でも、当該管理者からの使用承認を得ること。
- (2) 私道内の埋設深さは、最低土被り 0.7m を原則とする。
- (3) $\Phi 25\text{ mm}$ から $\Phi 50\text{ mm}$ の場合の掘削底面は、基面を平らに仕上げ、管下 10 cmを砂床とし、管布設後管頂 10 cmまで砂で埋戻すこと。

2. 仕切弁・排水弁の設置及び分岐方法について

2.1 $\Phi 40\text{ mm}$ 以上の場合

- (1) 公私境界より排水弁までの管路延長が 30m以上の場合、及び 30m未満でも将来道路の延長が伸びる可能性のある場合は(図 - I)による。
- (2) 公私境界より排水弁までの管路延長が 30m未満の場合(行き止まり道路)は(図 - II)による。

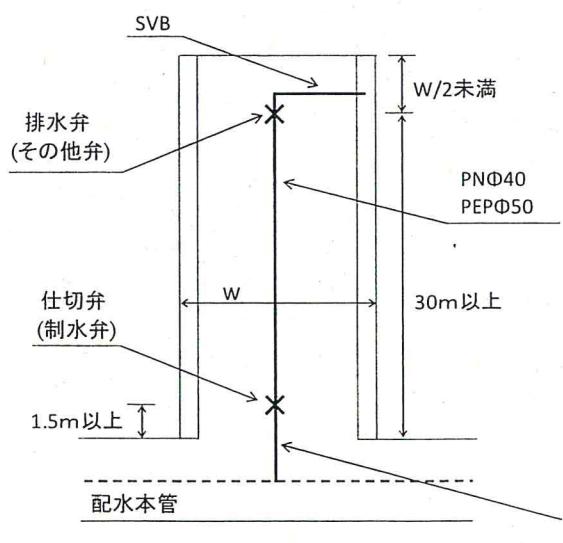


図 - I

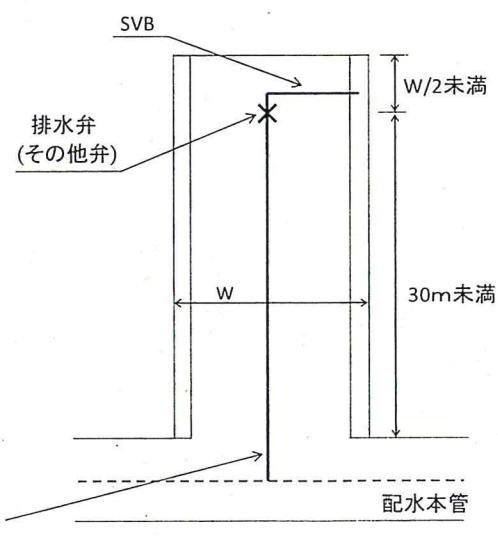


図 - II

- 1) 分岐方法については給水装置工事施行基準による。
- 2) 水道配水用ポリエチレン管(PEP)、及びダクタイル鉄管(DIPE)の施工方法は、水道施設の設計施工基準による。
- 3) 水道用ポリエチレン管を使用する場合は、給水装置工事施行基準を遵守すること。
- 4) 仕切弁(制水弁)については表-Iのとおりとする。

表-I

口径	仕切弁	排水弁
Φ40mm	青銅製仕切弁	青銅製仕切弁
Φ50mm以上	ソフトシール仕切弁	水道用仕切弁

注1:ソフトシール仕切弁の鉄蓋には「S仕切弁」と表示されたものをしようする。

また、青銅製仕切弁・水道用仕切弁の蓋は、鉄製の局承認品とする。

注2:Φ40mm以上Φ100mm以下については、レジンコンクリート製の仕切弁室とする。

- 5) 仕切弁(制水弁)の設置位置は、操作時の安全性を考慮し隅切部から1.5m控えた位置に設置すること。

2.2 Φ25mmの場合

- (1) 道路内に側溝がある場合は、(図-III)による。
- (2) 道路内に側溝がない場合は、(図-IV)による。

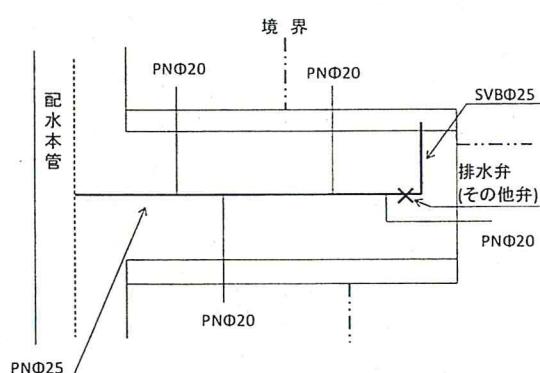


図-III

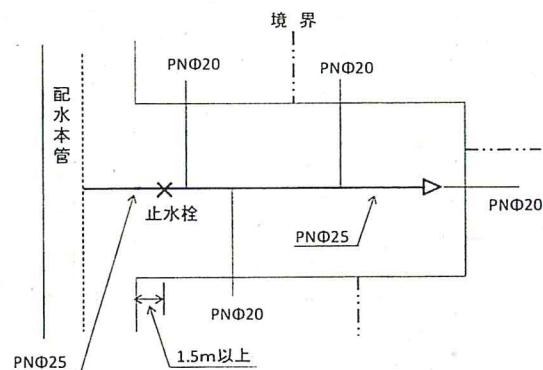


図-IV

- 1) 分岐方法については給水装置工事施行基準による。
- 2) 公私境界より排水弁までの管路延長が30m以上の場合、及び30m未満でも将来道路の延長が伸びる可能性のある場合は、止水栓と排水弁共に設置すること。
- 3) 止水栓及び排水弁(その他弁)はボール式止水栓とする。
- 4) 仕切弁室は、レジンコンクリート製とする。なお、車両の載らない場所は、鉄製(蓋と蓋受)の止水栓ボックスを使用できるものとする。
- 5) 仕切弁(制水弁)の設置位置は、操作時の安全性を考慮し隅切部から1.5m控えた位置に設置すること。

3. 管種などの選定について

鹿児島市給水条例第6条の2項に基づき、管理者が指定する給水管の構造及び材質については(表-II)のとおりとする。(配水管への取付口から水道メーターまでの間に使用するもの)

表-II

	PN (水道用 ポリエチレン管)	PEP (水道配水用 ポリエチレン管)	DIPE (内面エポキシ 樹脂粉体塗装 ダクタイル鋳鉄管)	VP (硬質塩化 ビニル管)	VH (耐衝撃性硬質 塩化ビニル管)	SVB又はSVD (硬質塩化ビニル ライニング鋼管)
Φ25	○	—	—	×	×	×
Φ40	○	—	—	×	×	×
Φ50	×	○	—	×	×	×
Φ75以上	×	×	○	×	×	×

- 1) Φ50mm以上については、開発行為での施工と同等とする。
- 2) 水道配水用ポリエチレン管(PEP)の施工については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)の施工講習受講者が行うこと。(事前協議時に受講証の写し提出のこと)
- 3) ダクタイル鋳鉄管(DIPE)については、NS形を使用。ただし連結部は、K形を使用とする。

4. 口径決定基準について

給水管の口径は、配水管の計画最小動水圧時においてその所要水量を十分に供給できる大きさを必要とする。

所要水量を流すためには総損失水頭が有効水頭より小さくなるように口径を決定し、計算結果・条件(給水世帯数や使用水量、建築階数等)を申請書に記載させる。ただし、3階直結給水、及び直結増圧式給水の可能性のあるものは、Φ50以上とする。

5. その他

上記以外の事項について疑義が生じた場合は、関係課と協議のうえ実施するものとする。

この基準は水道法の一部改正に伴い改正したもので平成12年12月20日から施行する。

付 則 (平成13年3月9日一部改正)

この基準は平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年3月10日一部改正)

この基準は平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日一部改正)

この基準は平成28年4月1日から施行する。